

[事案 2019-82] 解約返戻金増額請求

・令和2年1月9日 裁定終了

<事案の概要>

解約返戻金額が設計書の記載よりも少ないことを不服として、設計書記載どおりの解約返戻金額を支払うことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成2年3月に契約した変額保険について、解約返戻金額が設計書および保険証券に記載された金額から大幅に減少していることが分かった。しかし、以下の理由により、設計書および保険証券に記載された運用実績にもとづき解約返戻金額を支払ってほしい。

- (1) 契約前に募集人から、支払った保険料の元本は保証され、設計書に記載された運用実績はまず間違いない等との説明を受けたのでメモとして書き込んで契約した。
- (2) 契約後に募集人から、保険証券を示しながら同様の説明を受けメモとして書き込んだ。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書やパンフレットには、配当金の利率は経済情勢等によって変わるものであること、また、配当金額は今後変動することがあることを明記している。
- (2) 募集人は、申立人が主張するような説明はしておらず、設計書および保険証券に記載されている解約返戻金額は確定したものではないと説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書および保険証券に記載された運用実績にもとづく解約返戻金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。